

「責任ある機関投資家」の諸原則<日本版スチュワードシップ・コード>の受入れについて

DIAM アセットマネジメント株式会社は、適切に受託者責任を果たし、以下の「責任ある機関投資家」の諸原則<日本版スチュワードシップ・コード>を受け入れることを表明いたします。

当社は、日本における投資先企業との建設的な目的を持った対話を通じて、当該企業の企業価値向上や持続的成長を促すことにより、「顧客・受益者」（最終受益者を含む。以下同じ。）の中長期的な投資リターンを最大化を図ります。

「責任ある機関投資家」の諸原則<日本版スチュワードシップ・コード>

- 原則1 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。
- 原則2 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。
- 原則3 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。
- 原則4 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。
- 原則5 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。
- 原則6 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。
- 原則7 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

なお、<<日本版スチュワードシップ・コード>>は2014年2月26日に策定された機関投資家の行動規範を意味します。

当社では、「スチュワードシップ責任」を果たすために、本コードの原則1から7について、以下の対応方針を定めています。

<<日本版スチュワードシップ・コード>>への対応方針について

原則1 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

当社は、「FOR THE CUSTOMER」を経営理念とし、国内外の各種資産の運用を通じて、お客様と社会に貢献することを目指しています。

多様な運用手法やプロセスに基づく日本株運用を行っていますが、公表された情報に基づく個別企業の徹底した分析が、アクティブ運用における超過収益の源泉と考えています。そのために、アナリストや運用担当者が投資先企業の収益状況や中長期的な経営戦略の方向性、資本構造の在り方を深く認識すると共に、ガバナンス体制や様々なリスク要因といった非財務情報についても、調査・分析し、企業価値の評価を行います。

当社アナリストが常時カバーする企業（TOPIXの約9割に相当する時価総額をカバー。以下「投資対象ユニバース」という。）の中から選定された企業を対象に、中長期的な視点で調査・分析した内容に基づき、アナリストや運用担当者が、様々なミーティング機会を通じて、当該企業の持続的成長や企業価値の向上に向け建設的な目的を持った対話を実施し、当該企業との認識の共有化を図るよう努めます。

議決権行使も企業価値向上に資するスチュワードシップ活動の一環と認識しており、全ての投資先企業に対し、当社の責任において、適切な議決権行使を行います。

スチュワードシップ活動（企業状況の的確な把握、建設的な目的を持った対話や議決権の行使等を指す。以下同様。）の遂行により、投資先企業の持続的成長や企業価値向上を促すことで、顧客・受益者の中長期的な投資収益の向上を目指します。

原則2 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

当社は、スチュワードシップ活動に際し、当社と資本関係や取引関係がある場合に利益相反が生じると認識しております。そうした場合でも、お客様の利益を第一に考えて行動します。

取締役会から権限を委任された議決権行使委員会（運用部門担当取締役と運用部門の所属員のみで構成）が、議決権行使ガイドラインに基づいて、顧客・受益者の利益を第一に判断し、議決権を行使する体制を構築し、利益相反の防止に努めます。

当社の株主企業に対する議決権については、利益相反の可能性排除の見地から、外部の議決権行使助言会社の助言に基づき適切に行使します。

原則 3 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

当社は、投資先企業の状況を的確に把握するために、アナリストや運用担当者が投資対象ユニバースを中心として日常的な調査活動を行い、公表された業績等の財務情報やガバナンスなどの非財務情報を取得し、企業の状況を詳細に分析します。

個別企業の調査・分析に際し、主に以下のポイントで、中長期的な企業価値判断の観点から「経営戦略」「業績動向」「資本構造」「ガバナンス」「社会・環境」「リスク」を分析、把握するように努めます。また、議決権行使委員会では、投資先企業を対象に、業績、資本政策、ガバナンスの状況を網羅的に把握するように努めます。

特に、ガバナンスの状況については、2015年6月のコーポレートガバナンス・コード制定を踏まえた企業の取組みとしての的確に把握してまいります。

経営戦略	経営計画やビジョンの内容、実現性等
業績動向	収益性、競争優位性、成長性等
資本構造	資金使途や調達、株主還元等
ガバナンス	取締役会の構成、監査機能等
社会・環境	法令違反や不祥事の有無及び再発防止策等
リスク	事業リスクの把握等

原則 4 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

当社は、投資先企業の財務・非財務の分析を踏まえ、中長期的な視点に基づく建設的な目的を持った対話や議決権行使を行うことが、投資先企業の持続的成長や企業価値向上を促し、顧客・受益者の中長期的な投資収益の向上に資するものと考えます。

投資対象ユニバースを中心に、アナリストや運用担当者が、様々なミーティング機会を通じて、投資先企業との対話に取り組みます。さらに、経験豊富なアナリストや運用担当者で構成するエンゲージメント部会を設置し、投資対象ユニバースの中から、資本生産性等の改善余地がありかつ対話により改善が期待できる企業を重点対話企業として選定します。選定後、アナリストや運用担当者が、資本生産性の改善等について当該企業との建設的な目的を持った対話を積極的に実施します。また、議決権行使委員会のメンバーも、取締役会構成や社外取締役の選任状況などガバナンス体制や不祥事の対応状況等について、必要と判断した企業と議決権行使のための対話を実施します。

調査・分析した投資先企業の状況を踏まえ、当該企業との対話を継続的に行うことにより、持続的成長や企業価値の向上に向けて認識の共有を図るよう努めます。

当該企業と認識の相違がある場合には、投資家としての意見を伝え、改善に向けた議論を行うことを通じ、企業価値の向上に資するよう努めます。

投資先企業の公表された情報をもとに、スチュワードシップ活動を行います。万が一、未公表の重要事実を受領した場合は、関係法令に抵触することのないよう当社の規程に基づいて適切な管理を行います。

原則 5 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

当社は、適切な議決権の行使が投資先企業のガバナンス強化を促し、当該企業の持続的成長と企業価値向上に資するものと考え、議決権行使をスチュワードシップ活動の重要な手段と認識しています。議決権を有するすべての株式について、当社の責任のもと、議決権行使を行います。

議決権行使の考え方や判断基準等を定めた議決権行使ガイドラインを基に、議決権行使委員会にて適切な議決権行使を行います。投資先企業に対する日常的な調査活動や投資先企業との議決権行使のための対話に基づき、当該企業の個別状況を踏まえた上で、中長期的な視点で判断を行い、議決権を行使します。

議決権行使における基本的な考え方と議決権行使の集計結果については、当社のホームページで公表します。

原則 6 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

当社は、スチュワードシップ活動の状況について記録し、企業の持続的成長や企業価値の向上に資するものとなっているか、進捗を確認します。

スチュワードシップ活動の状況および議決権行使の集計結果については、当社のホームページなどを通じて定期的に報告します。

原則 7 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

当社は、投資先企業の持続的成長と企業価値向上に資するようスチュワードシップ活動を行うために、エンゲージメント部会を設置するなど必要な体制を整備しております。また、アナリストや運用担当者等が、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に努め、適宜外部の専門家や有識者等との意見交換を行うことにより、より適切なスチュワードシップ活動を行えるよう研鑽し、見識を高めるように努めます。

エンゲージメント部会および議決権行使委員会において定期的にスチュワードシップ活動の振り返りを行い、当社の活動が投資先企業の持続的成長や企業価値の向上に更に資することができるように努めます。

スチュワードシップ活動の概況

当社は、目的を持った建設的な対話や議決権行使などのスチュワードシップ活動を適切に行うことによって、投資先企業の企業価値向上や持続的な成長を促し、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの最大化を図る方針としております。当該方針に則り、以下のとおりスチュワードシップ活動を実施いたしました。

1. 企業との対話の概況（平成 26 年 10 月から平成 27 年 9 月まで）

当社では、株式リサーチグループのアナリストが中心となり、投資先企業の状況の把握に努めるため、各企業に対するリサーチは約 5,400 件行い、このうち企業との個別対話（1on1 ミーティング）は約 2,800 件行いました。

その上で、エンゲージメント部会を中心に投資対象ユニバースの中から資本生産性等の改善余地がありかつ対話により改善が期待できる企業を選定し、当該企業との目的を持った建設的な対話を実施しております。また、議決権行使委員会のメンバーを中心に株主総会議案や法令違反または不祥事等への対応に関する対話も含め合計約 240 件の対話を実施しました。

目的を持った建設的な対話の事例紹介

事例 1 経営戦略に関する対話

A 社

アナリストの問題意識

現中期経営計画の達成に黄信号が灯り、ROE水準も同業他社比較で劣後する状況にある。
 その中で新中期経営計画を策定するに当たり、その考え方や方向性に関して議論したい。



企業経営陣との対話

現中期経営計画に関して、売上への過度な拘りが収益悪化の要因であり、ROEも同業比較では見劣りする水準であるとの認識を共有化。
 中期的に子会社間のコストシナジーを発現させられれば、同業他社を上回る利益成長が可能であるとの認識を伝達し共有化。



企業側の対応

経営指標に対する意識は社内で醸成されつつあり、ROEも主要指標として認識し始めている。中計にどこまで織り込むか、検討中との認識を示した。
 その後、次期中期計画内でROEを目標指標として掲げ、企業価値向上及び持続的成長を目指す方針を明示。

事例2 経営戦略に関する対話

B社

アナリストの問題意識

市況や子会社業績低迷などで慢性的な低収益構造が継続している。
業績は回復傾向にあるものの、その継続性及び成長戦略を含めた方向性に関し議論したい。



企業経営陣との対話

短期的な業績改善は市況好転による要因が大きく自助努力に課題が残ることにし認識を共有化。
固定費削減施策や事業の取捨選択の考え方とともに成長戦略への取り組みや資本政策についても議論。



企業側の対応

継続的な収益改善策の実施に加え、改善傾向にあるキャッシュフローを活用した成長投資の増額を発表。
加えて、ROEや配当性向の目標も明示。

事例3 資本構造に関する対話

C社

アナリストの問題意識

中期的なROEやそのベースとなる収益性の目標達成への方策に関して様々な角度から議論し、その実現に向けての考え方を共有したい。



企業経営陣との対話

各事業収益の改善策及び株主資本のコントロール、タックスマネジメント等を幅広く議論。
株主資本をコントロールするためにより弾力的な配当政策の実施や経営指標としてDOEの採用などを提言。



企業側の対応

事業収益の改善はリソースシフトや資産見直し実施などで一定の方向が見えた格好。
課題事業の整理改善により税効果を取りやすい環境作りも進展し、中期的なROE向上の仕組みが形成されている。
「今回のような対話が将来的なIRの新しい形であろう」との評価を受領。

事例4 資本構造に関する対話

D社

アナリストの問題意識

高い経営力を背景に安定成長企業として高く評価しているが、企業価値向上の観点から、資本生産性の維持向上が必要との認識。
経営者に具体的な数値を例示しながら認識を共有したい。



企業経営陣との対話

ROE水準が同業種内では平均的であること、利益率と回転率は問題がないものの、レバレッジに課題がある点を伝達。
具体的な数値を示し、ROEの改善が企業価値/株式価値増大につながる点を説明。



企業側の対応

厚い手元流動性の必要性を強調する一方で、キャッシュが積み上がり、つれてROEが漸減傾向にあること、株主還元課題があること、を認識。
「顧客・社員を大事にしながら成長する企業を目指してきたが、今後は株主を幸せにする点も加えていきたい」との考えを示す。

2. 議決権行使の概況（平成27年5月および6月株主総会）

平成27年5月の会社法改正により責任限定契約の非業務執行役員への範囲拡大や監査等委員会設置会社への移行が認められ、適用に伴う定款一部変更議案や役員報酬額改定議案等が増加しました。平成27年5月および6月に株主総会が開催された国内企業のうち、当社の議決権行使の対象となった企業数は1,602社、総議案数は6,388議案（昨年度の企業数は1,576社、総議案数は5,203議案）でした。会社提案の主要議案の賛否に関しては、剰余金処分（議案数1,156件、うち賛成1,024件）、取締役選任（議案数1,673件、うち賛成990件）、監査役選任（議案数1,487件、うち賛成1,250件）となっております。議決権行使の詳細は、「議決権行使の考え方等について」をご参照ください。

以上